

条例の構造（修正案 ver. 4）

## 前文

## I 総則

- (1) 目的
- (2) 条例の位置付け
- (3) 定義
- (4) 基本理念
- (5) 基本原則
  - ア 情報共有の原則
  - イ 市民参画の原則
  - ウ 協働の原則

## II 市民・議会・執行機関の役割と責務

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <b>1 市民</b><br>(1) 市民参画の権利<br>(2) 市民の知る権利<br>(3) 市民の役割と責務 | <b>2 議会</b><br>(1) 議会の役割と責務<br>(2) 開かれた議会<br>(3) 議員の役割と責務<br>(4) 議員の情報公開<br>(5) 議員の研鑽 | <b>3 執行機関等</b><br>(1) 市長の役割と責務<br>(2) 執行機関の役割と責務<br>(3) 職員の責務 |
|---|---|---|

III 市民自治の推進自治運営1 基本原則による推進基づく諸制度

- |  |   |  |
|--|---|--|
| (1) 情報共有<br>ア 情報の共有<br>イ 情報公開<br>ウ 個人情報の保護 | (2) 市民参画<br>ア 市政への市民参画の推進<br>イ パブリックコメント手続<br>ウ 附属機関等の委員の公募<br>エ 住民投票 | (3) 協働<br>ア 協働の推進<br>イ 市民による地域のまちづくりの推進<br>ウ 地域コミュニティ協議会<br>エ 市民活動団体 |
|--|---|--|

2 市民自治推進の制度等市政運営の諸制度

- |   |   |
|---|---|
| (1) 総合計画<br>(2) 財政運営<br>(3) 説明責任<br>(4) 要望等への対応<br>(5) 行政手続 | (6) 行政評価<br>(7) 外部監査<br>(8) <u>公益通報</u><br>(9) <u>政策法務</u><br>(10) 行政組織の編成<br>(11) 危機管理体制の整備等 |
|---|---|

IV 連携と協力, 改正条例の見直し等

- (1) 国やおよび他の地方公共団体との連携および協力
- ~~(2) 本条例の進捗管理~~
- ~~(3) (2)改正・条例の検証および見直し~~